

福岡県公報

平成25年7月2日
第3509号

目次

告示 (第1083号 - 第1089号)

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 1
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 2
- 国土調査の成果の認証 (農山漁村振興課) 2

公告

- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (学事課) 3
- 平成25年度危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施 (消防防災指導課) 3

選挙管理委員会

- 参議院福岡県選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録 (市町村支援課) 5
- 参議院福岡県選出議員選挙に係る在外選挙人名簿の縦覧期間 (市町村支援課) 5
- 参議院福岡県選出議員選挙における政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び政見放送の回数 (市町村支援課) 5

告示

福岡県告示第1083号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

平成25年7月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡新宮町大字上府字長牟田1110番1、1110番7、1110番11から1110番35まで、1112番8及び1112番19並びに字神木542番1、542番3及び542番6から542番17まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号 博多駅前ビジネスセンター
積和不動産九州株式会社
代表取締役 広松 幹雄

福岡県告示第1084号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成25年6月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
NPO市民のための睡眠障害を考える会
 - (2) 代表者の氏名
石松 健男
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県北九州市小倉北区金田1丁目3番31-207号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、主として日中の過眠を来たす睡眠障害者などに対して有益な知識の普及を図り、睡眠と健康に関する情報提供、啓発などを行う事業を行い、市民の心

身の健康とQOL（生活の質）向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1085号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年7月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年7月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	久留米浮羽線	うきは市浮羽町朝田154番1先から うきは市浮羽町朝田335番1先まで

福岡県告示第1086号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年7月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市富地原字銭垣1291番8
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宗像市自由ヶ丘2丁目14-6パークアベニュー自由ヶ丘607号室
末永 剛志 末永 史江

福岡県告示第1087号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年7月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑後市大字富重字井手町214番8から218番11まで、214番13及び214番14並びに大字高江字中島204番
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
東京都中央区八重洲二丁目6番20号
株式会社ホンダニューテック
代表取締役 添田 幹夫

福岡県告示第1088号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年7月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町大字酒殿字中田原867番1及び867番3
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福津市東福岡四丁目19番135号
安河内 真也

福岡県告示第1089号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成25年7月2日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
田川郡赤村	平成16年度から平成19年度まで	地籍図及び地籍簿	大字内田の一部	平成25年6月20日

公 告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第7号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県立大学看護教員養成修学資金貸与条例施行規則（平成12年福岡県規則第74号）」の廃止を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部私学学事振興局学事課に備え置きます。

平成25年7月2日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

福岡県立大学看護教員養成修学資金貸与条例施行規則は、福岡県立大学看護教員養成修学資金貸与条例（平成12年福岡県条例第9号）の施行に関し必要な事項を定めたものですが、同規則の廃止については、福岡県立大学看護教員養成修学資金貸与条例の所期の目的である福岡県立大学の看護教員の確保と修学資金の返還が完了したことに伴い、福岡県立大学看護教員養成修学資金貸与条例を廃止することに伴い当然必要とされるものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第7号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成25年7月2日

公告

平成25年度危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のように実施する。

平成25年7月2日

福岡県知事 小川 洋

1 講習の種類

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「講習」という。）

2 受講対象者

(1) 危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「危険物施設」という。）において現に危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者（消防法第13条第3項の危険物取扱者をいう。以下同じ。）で、危険物取扱者免状の交付又は講習を受けた日以後における最初の4月1日から2年以上経過しているもの

(2) 危険物取扱作業から2年以上離れた後、再び当該取扱作業に従事することになった危険物取扱者

3 講習科目

(1) 危険物関係法令に関する事項

ア 主として過去3年間における危険物関係法令の改正事項

イ 危険物関係法令による規制の要点

(2) 危険物の火災予防に関する事項

ア 危険物施設の火災予防及び危険物の漏えいの事例の動向並びにその原因及び問題点の概要並びにその発生防止のための保安上の対策等

イ 危険物施設において主として貯蔵し、又は取り扱う危険物の性状等

ウ 危険物施設における安全管理に関する知識

4 講習の種別

講習は、危険物取扱者が危険物の取扱作業に従事する危険物施設の態様に応じ、次のとおり種別を設けて実施するものとする。

(1) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（5において「給油」という。）

(2) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（給油取扱所を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（5において「石コン」という。）

(3) 前記(1)及び(2)に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（5において「その他」という。）

5 講習期日、場所及び講習種別

午前の部（受付：9時～9時30分 講習：9時30分～12時30分）

午後の部（受付：13時～13時30分 講習：13時30分～16時30分）

開催地	講習会場	講習月日	午前	午後
福岡	福岡市早良区百道浜1-3-3 福岡市民防災センター	8月19日(月)	その他	給油
		8月20日(火)	その他	石コン
		8月21日(水)	給油	その他
		8月22日(木)	石コン	給油
		8月23日(金)	給油	その他
北九州	北九州市小倉北区東港1-2-5 北九州市民防災センター別館3階 (北九州会場の受講を希望される方は必ず第3希望まで記入して下さい。ただし給油については第2希望まで。)	9月2日(月)	給油	石コン
		9月3日(火)	石コン	給油
		9月4日(水)	石コン	その他
		9月5日(木)	その他	石コン
		9月6日(金)	石コン	その他
		9月9日(月)	その他	石コン
		9月10日(火)	石コン	その他
大牟田	大牟田市笹林町1-1-1 大牟田労働福祉会館	9月18日(水)	その他	その他
		9月19日(木)	その他	給油
田川	田川市大字川宮1570 田川地区消防本部	9月26日(木)	給油	その他
		9月27日(金)	その他	給油
久留米	久留米市東合川5-9-10 久留米地域職業訓練センター	10月7日(月)	その他	給油
		10月8日(火)	給油	その他
		10月9日(水)	その他	給油
苅田	京都郡苅田町幸町6-91 苅田町総合保健福祉センター	10月24日(木)	給油	その他
		10月25日(金)	その他	給油

なお、受講希望者が会場の収容人員を超えた場合は、受講場所及び期日を変更することがある。

6 受講手続

(1) 受講申請書の交付

受講申請書は、公益社団法人福岡県危険物安全協会又は最寄りの消防本部で交付する。

(2) 受講手数料

受講手数料4,700円は、福岡県領収証紙により納付すること。

(3) 受付の期限等

ア 郵送による受付

郵送による受講申込みは、講習会場ごとの申込期限(当日消印有効)に従い公益社団法人福岡県危険物安全協会において受け付ける。

講習会場	郵送受付期間(消印有効)	郵送申込先
福岡会場	7月23日(火)～8月5日(月)	〒812-0034 福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階 公益社団法人 福岡県危険物安全協会
北九州会場	8月6日(火)～8月19日(月)	
大牟田会場	8月22日(木)～9月4日(水)	
田川会場	9月5日(木)～9月18日(水)	
久留米会場	9月13日(金)～9月26日(木)	
苅田会場	10月1日(火)～10月14日(月)	

イ 講習開催地への持参による受付

月日	受付会場	所在地	備考
8月12日(月)	ふくおか石油会館 2階会議室	福岡市博多区下呉服町1-15	受付会場で証紙販売
8月28日(水)	北九州市民防災センター 別館3階	北九州市小倉北区東港1-2-5	〃
9月12日(木)	大牟田市労働福祉会館	大牟田市笹林町1-1-1	〃
9月24日(火)	田川地区消防本部	田川市大字川宮1570	〃
10月3日(木)	久留米広域消防本部	久留米市東櫛原町999-1	〃
10月22日(火)	苅田町消防本部	京都郡苅田町京町2-4-4	〃

7 受講修了の検印

受講修了者に対しては、講習を修了した証として、危険物取扱者免状に福岡県知事

の検印を押印する。

8 その他

- 受講者は、受講日に受講票及び危険物取扱者免状を持参すること。
- 受講手続き、その他の問合せは、公益社団法人福岡県危険物安全協会（電話092-273-1150）に対して行うこと。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第54号

近く執行される予定の参議院福岡県選出議員選挙に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定に基づく選挙人名簿の登録について、その要領を次のとおり定めた。

平成25年7月2日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

- 登録の基準日 平成25年7月3日
ただし、選挙人名簿被登録資格者の年齢については、平成25年7月21日をもって算定するものとする。
- 登録日 平成25年7月3日
- 縦覧期間 平成25年7月4日の1日間

福岡県選挙管理委員会告示第55号

近く執行される予定の参議院福岡県選出議員選挙に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定に基づく在外選挙人名簿の縦覧期間を、次のとおり定めた。

平成25年7月2日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

縦覧期間 平成25年7月4日の1日間

福岡県選挙管理委員会告示第56号

第23回参議院議員通常選挙において、福岡県選出議員選挙の候補者が政見放送を行う

ことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を、次のとおり定めた。

平成25年7月2日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

1 テレビジョン放送

基幹放送事業者名	回数
株式会社テレビ西日本	2
RKB毎日放送株式会社	1

2 ラジオ放送

基幹放送事業者名	回数
RKB毎日放送株式会社	1